

いわき市長を発注者とし、〇〇〇を受注者として、教育施設で使用する電力の供給について、次のとおり契約を締結し、日本国の法令及びいわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「市財務規則」という。）を遵守の上、信義に従ってこれを誠実に履行するものとする。

（総則）

- 第1条** 受注者は、仕様書に基づき発注者の使用する電力を安定的に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。
- 2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削除があった場合には、発注者は、当該契約を変更し、又は解除することができる。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除の後においても同様とする。
- 4 受注者は、善良な管理者の注意をもって契約を履行しなければならない。
- 5 この契約に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 受注者が法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る法人等の登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

（定義）

- 第2条** この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 低圧 標準電圧100 V又は200 Vをいう。
- (2) 高圧 標準電圧6,000 Vをいう。
- (3) 契約電力 契約上使用できる最大電力(kW)をいう。
- (4) 契約電流 契約上使用できる最大電流(A)で、交流単相2線式標準電圧100 Vに換算した値をいう。
- (5) 契約容量 契約上使用できる最大容量(kVA)をいう。
- (6) 契約電力等 契約電力、契約電流又は契約容量をいう。
- (7) 予定使用電力量 発注者があらかじめ第5条に規定する供給期間に使用すると見込む仕様書に掲げる電力量(kWh)をいう。
- (8) 最大需要電力 30分ごとの需要電力の最大値(kW)をいう。
- (9) 使用電力量 前月の計量から当月の計量までの電力量(kWh)をいう。
- (10) 燃料費調整額 燃料費の変動を料金に反映させる燃料費調整制度に基づき算出された額をいう。

（契約単価）

- 第3条** 契約単価は、別表単価表のとおりとする。ただし、施設毎に適用する契約単価は、仕様書の別表第1から別表第7の上欄に掲げる単価番号に対応する別表単価表の上欄に掲げる同番号の単価とする。
- 2 第6条に規定する供給期間においては、原則として契約単価を変更しない。ただし、負荷設備の変更等により契約電力等に変更が生じた場合は、原則として契約単価のうちから供給電気方式、供給電圧及び負荷設備が同種の契約単価を適用する。

3 本契約は、民法（明治29年4月27日号外法律第89号）第548条の2第1項に規定する定型取引には当たらない。したがって、受注者が定型取引のために準備する同項に規定する定型約款（標準約款等）に拘束されない。

**（契約電力等）**

**第4条** 仕様書の別表第1から別表第7に掲げる施設のうち、高圧で電気の供給を受ける施設の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、別表第4に掲げる番号4の施設の契約電力は、同表に掲げるとおりとする。

2 低圧で電気の供給を受ける施設の契約電力等は、仕様書の別表第1から別表第4及び別表第6に掲げるとおりとする。

3 契約電力等の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

**（供給場所）**

**第5条** 供給場所は、仕様書の別表第1から別表第7に掲げるとおりとする。

**（供給期間）**

**第6条** 供給期間は、令和4年4月1日午前0時から令和6年2月29日午後12時までとする。

**（契約保証金）**

**第7条** (A)受注者が発注者に納付すべき契約保証金は、〇〇〇円とする。

(B)発注者は、市財務規則第136条第4項第〇号の規定に基づき受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

※ 契約保証金の納付が必要な場合は(A)を、免除の場合は(B)を選択し、〇に該当号を記載する。

**（権利義務の譲渡等）**

**第8条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（条件変更等）**

**第9条** 受注者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書及び入札公告に対する質問回答書の内容が一致しないこと。

(2) 仕様書に誤謬(びゅう)又は脱漏があること。

(3) 仕様書の表示が明確でないこと。

(4) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し仕様書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号に該当し仕様書を変更する必要があるもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

**（仕様書の変更）**

**第10条** 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。

2 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

**(契約の履行の中止)**

**第11条** 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて受注者の責めに帰すことができないものにより施設等に損害を生じ、又は施設の状態が変動したため、受注者が契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の中止内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約の履行の中止内容を受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは供給期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(発注者の請求による供給期間の短縮等)**

**第12条** 発注者は、特別の理由により供給期間を短縮する必要があるときは、供給期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(供給期間の変更方法)**

**第13条** 供給期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が供給期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあつては受注者が短縮変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**(物価等の変動に基づく契約単価の変更)**

**第14条** 予期することのできない特別の事情により、供給期間に日本国内において物価その他の経済事情に著しい変動を生じ、契約単価が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、契約単価の変更を請求することができる。

2 前項の場合において、契約単価の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**(臨機の措置)**

**第15条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

**(一般的損害)**

**第16条** 契約の履行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (計量及び検査)

**第17条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者の最大需要電力及び使用電力量を毎月1回計量器により計量し、その結果について発注者に通知しなければならない。ただし、計量日は発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、仕様書に定めるところにより、契約の履行を確認するための検査を完了しなければならない。

#### (料金の支払い)

**第18条** 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、料金を発注者に請求することができる。ただし、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の料金は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

(1) 契約電力等に第3条に規定する契約単価を乗じて得た金額（全く電力を使用しない月の基本料金は、半額とする。）

(2) 使用電力量に第3条に規定する契約単価を乗じて得た金額（燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額）

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に料金を支払わなければならない。

4 発注者の責に帰すべき事由により、第1項の規定による料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額から消費税額及び地方消費税額並びに再エネ賦課金を差し引いた金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (接続供給契約等により生ずる債務の負担)

**第19条** 受注者が一般送配電事業者との接続供給契約等により電力の供給を行う場合においては、その契約によって生じる債務（発注者の責めに帰すべき事由により生じる債務を除く。）は、受注者が負担する。

#### (発注者の任意解除権)

**第20条** 発注者は、この契約の履行を完了するまでの間は、次条又は第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第18条第3項の規定による料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (発注者の催告による解除権)

**第21条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく、供給を開始すべき期日を過ぎても電力を供給しないとき。

(2) 供給期間に電力を供給しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

**(発注者の催告によらない解除権)**

**第22条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に違反してこの契約により生じた債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者と認められるとき。
- (6) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (7) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (8) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (9) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

**(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第23条** 第21条各号又は第22条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(受注者の催告による解除権)**

**第24条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**(受注者の催告によらない解除権)**

**第25条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により仕様書を変更したため供給期間に係る料金の合計額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第11条の規定による契約の履行の中止期間が供給期間の10分の5（供給期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

**(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第26条** 第24条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

**第27条** 発注者は、この契約が履行の完了前に解除された場合においては、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する料金を受注者に支払わなければならない。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第28条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 供給期間に電力を供給することができないとき。



## 別表

## 単 価 表

単価 番号	契約電力等による単価の区分				基本料金単価		電力量料金単価			
					単位	金額(円)	単位	金額(円)		
								夏季	その他季	
1	低 圧	電 灯	契 約 電 流	5 A	1 契約 当 た り		1 kWh 当 た り			
2				10 A						
3				15 A						
4				20 A						
5				30 A						
6				40 A						
7				60 A						
8			容 契 量 約	50 kVA 未満	1 kVA 当 た り					
9	高 圧	動 力	契 約 電 力	3 kW	1 kW 当 た り					
10				50 kW 未満						
11				電灯、動力				500 kW 未満		
12				動力、 付帯電灯				500 kW 未満		
13								500 kW 以上		